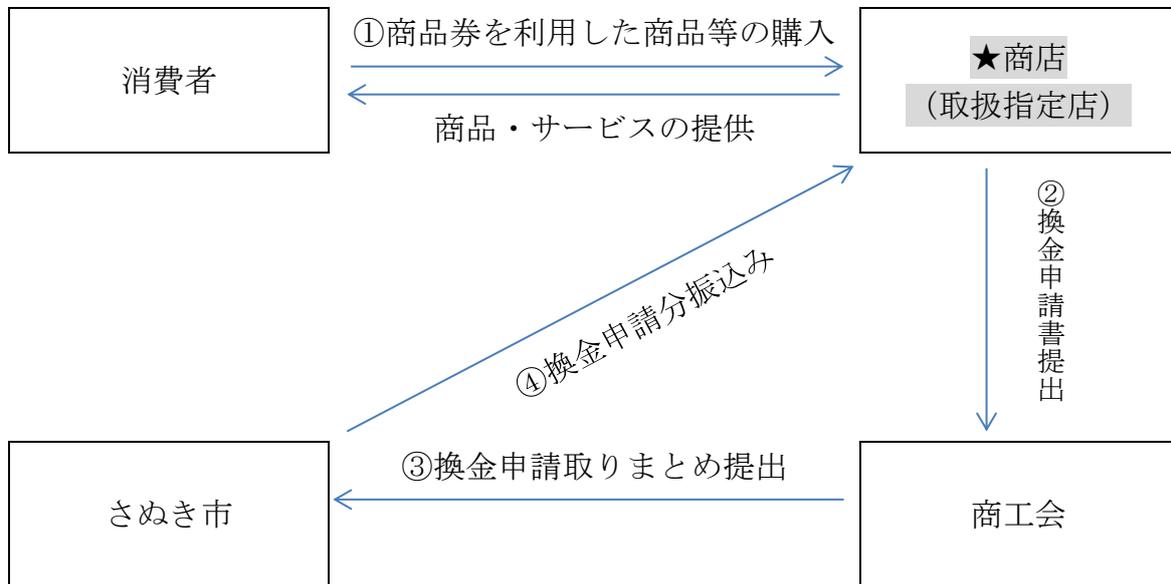


さぬき市共通商品券換金事務について

■フローチャート

下記の流れで換金を行います。



消費者と取扱指定店との間で商品券による取引があった場合、換金申請書（様式第3号）を作成し、引換済みの商品券を添えて、ご提出ください。

換金申請締切は毎月5日、15日、25日の3回となります。

なお、上記日程が土日祝の場合、その前の商工会営業日が締切日となります。

換金受付場所：さぬき市商工会本所 または 支所

換金受付時間：平日（月～金） 午前8時30分から午後5時

■商品券取扱及び換金等にあたっての注意

- ①商品券の額面に満たない利用に対して、つり銭は出さないでください。
- ②商品券の取引において、偽造または不正使用等が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、速やかに市へ報告してください。また、取扱店が換金のために申請した商品券が偽造または不正使用等が明らかな場合、その券は換金できません。
- ③換金申請書は申請者欄と捨印欄の2か所に押印が必要です。
- ④添付書類の引換済みの商品券の裏面に指定店名、氏名等の記入が必要です。
- ⑤換金申請締切日後、振込予定日については以下のとおりです。
(換金申請締切日) 5日 ⇒ (振込予定日) 同月25日
(換金申請締切日) 15日 ⇒ (振込予定日) 翌月5日
(換金申請締切日) 25日 ⇒ (振込予定日) 翌月15日
なお、振込日が土日祝の場合、翌営業日が振込日となります。

■取扱指定店登録について

- ①取扱指定店に違反があった、もしくは登録内容に虚偽または不正があった場合は登録を取り消すことがあります。
- ②交付された登録証から代表者や住所及び口座番号等の変更が生じた場合、「指定店登録申請書（変更）」を作成し、さぬき市へご提出ください。
- ③登録を受けた商店等自らの都合で取り消したい場合は、「さぬき市共通商品券指定店廃止届」を作成し、登録証及びステッカーを添えてさぬき市へご提出ください。

■問合せ先

さぬき市共通商品券のことをご不明な点などございましたら下記までご連絡ください。

さぬき市商工観光課 電話 0 8 7 - 8 9 4 - 1 1 1 4